

特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設

(外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設)

(特措法…新型インフルエンザ等対策特別措置法)

施 設	依 頼 する 内 容
運動施設、遊技場	※1 ・営業時間短縮 営業時間 5時から20時まで 酒類の提供 11時から19時まで ・人数上限5,000人、 かつ、収容率要件50%以下
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。)	・営業時間短縮 営業時間 5時から20時まで 酒類の提供 11時から19時まで
物品販売業を営む店舗 (1,000㎡超)(生活必需物資を除く。)	
サービス業を営む店舗 (1,000㎡超)(生活必需サービスを除く。)	